

保育料の負担軽減

# 子育てするなら韮崎市

## 保育料の負担軽減を拡大

### ◆保育料の負担軽減を

軽減しています

市では、要保護世帯や多子世帯の経済的負担の軽減を図り、子どもを産み、育てやすい環境を整備するため、保育料の負担軽減を実施しています。

本年度から、下表の②区分に該当する世帯の第2子と、④区分に該当する世帯の第1子への負担がさらに軽減されました。詳しい内容は下表でご確認ください。

### ◆やまなし子育て応援事業

も始まっています

平成28年4月から、世帯の第2子以降の保育料の経済的負担をさらに支援するため、「やまなし子育て応援事業(第2子以降3歳未満児保育料無料化事業)」も実施しています。

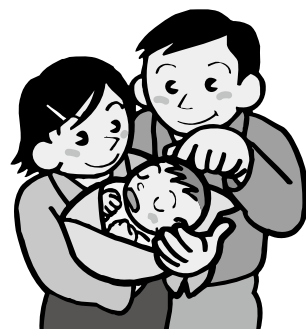
### ■対象児童

- ① 0～2歳児のうち、市の保育3号認定を受けている子ども
- ※ただし、無料になるのは3歳の誕生日までです。
- ② 世帯の第2子以降の子ども(生計を同一にする第1子がいること)
- ③ 世帯の市町村民税所得割額が169,000円未満であること

### 生計を同一にするとは？

#### ☆具体例

- ・一緒に生活している(同じ家に住み生活費が一緒)
- ・別々に住んではいるが、生活費は仕送りしている
- ・長期入院や施設に入所しているが、療育費は支払っている



### ■対象者には申請書が届いています

対象になると思われる世帯には、保育料の通知と一緒に申請書を同封しています。

※ただし、第1子が市外に住んでいる等、該当になるかどうか判断が不明なために申請書が届いていない場合もあります。該当になるのでは？と思われる方は、お手数ですがお問い合わせください。

### ■問い合わせ

福祉課子育て支援担当  
(内線173～175)

## 小児救急医療体制について

### 【お子さんの休日・夜間の急な発熱などには】

小児科の専門看護師による電話相談

【平日】19時～翌朝7時

【土曜日】15時～翌朝7時

【休日】9時～翌朝7時

### ■電話番号

・携帯番号(短縮ダイヤル)の場合 #8000

・ダイヤル回線の場合 ☎ 055-226-3369

### 【お子さんの休日・夜間の急病時には】

甲府地区小児初期救急医療センター

甲府市幸町14-6(甲府市地域医療センター内)

※明らかに重症な場合、迷わず、119番をご利用ください。

### ■問い合わせ

保健課 健康増進担当 ☎ 23-4310

県庁医務課 ☎ 055-223-1480

※県庁医務課HP

<http://www.pref.yamanashi.jp/imuka/82789260079.html>

### 1号認定 ※認定こども園の幼稚園部分や新制度に移行した幼稚園に通う児童

区分	保育料(月額)	
	2人目	3人目以降
① 第1子を含め小学校3年生までに兄・姉がいる世帯	保育料基準額の半額	無料
	無料	無料
② 市町村民税非課税世帯(兄・姉の年齢に関係なく)	第2子以降	無料
	第2子	保育料基準額の半額
③ 市町村民税所得割額77,101円未満の世帯(兄・姉の年齢に関係なく)	第2子	保育料基準額の半額
	第3子以降	無料
④ ひとり親世帯等で市町村民税所得割額77,101円未満の世帯	第1子	保育料基準額の半額 ※上限額3,000円
	第2子以降	無料

### 2・3号認定 ※認定こども園の保育園部分や公立・市立保育園に通う児童

区分	保育料(月額)	
	2人目	3人目以降
① 第1子を含め小学校3年生までに兄・姉がいる世帯	保育料基準額の1/4	無料
	無料	無料
② 市町村民税非課税世帯(兄・姉の年齢に関係なく)	第2子以降	無料
	第2子	保育料基準額の1/4
③ 市町村民税所得割額57,700円未満の世帯(兄・姉の年齢に関係なく)	第2子	保育料基準額の1/4
	第3子以降	無料
④ ひとり親世帯等で市町村民税所得割額77,101円未満の世帯	3歳以上児の第1子	保育料基準額の半額 ※上限額6,000円
	3歳未満児の第1子	保育料基準額の半額 ※上限額9,000円
	第2子以降	無料
⑤ 市町村民税所得割額169,000円未満の世帯(兄・姉の年齢に関係なく)	第2子以降の3歳未満児	無料
	第2子以降	無料

※所得割額は世帯の合計額で判定します。

※保育料判定の際には、住宅借入金控除等の一部の税額控除は対象になりません。

※新制度に移行した幼稚園…平成27年4月から始まった子ども・子育て支援新制度により、国・県・市から施設型給付費という交付金を受け取って運営をする形態に変更した園